

告 示

埼玉県告示第七十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、久喜農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

